

**令和8年度アートの魅力体験事業業務委託に係る企画提案方式
(プロポーザル方式等)による公募について(公告)**

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和8年2月20日

香川県教育委員会
教育長 淀谷 圭三郎

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度アートの魅力体験事業業務
- (2) 委託期間 契約締結日～令和9年3月10日
- (3) 契約限度額 ①芸術家の派遣
1,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
②協働体験活動の実施
250,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
③芸術鑑賞機会の提供
250,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 委託業務の概要 別添「令和8年度アートの魅力体験事業業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とし、ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者。(香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書(未納のない旨の証明)を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者(任意団体など)を除く。)

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

(1) 応募方法

①の書類を下記12「応募・照会先」まで、持参、電子メール又は郵送(期間内必着)により提出してください。

① 提出書類

- ・応募意思表明書（様式1）
- ・香川県税納税証明書（2（4）括弧書きに該当する者）
- ・決算状況を明らかにする書類（直近の1事業年度分）
- ・応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）

② 受付期間等

【持参の場合】

（受付期間）令和8年2月20日（金）から令和8年3月5日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8時30分～12時、13時～17時15分

【郵送の場合】

（受付期間）令和8年2月20日（金）から令和8年3月5日（木）17時15分まで

※香川県税納税証明書（2（4）括弧書きに該当する者）については、持参又は郵送に限ります。

(2) 応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、3月6日（金）に応募資格の確認結果を電子メールで連絡するとともに、後日書面でも交付します。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書（様式4）を提出することができます。

なお、応募意思表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の受付と回答方法

「質問書」（様式3）を、公募開始日から3月10日（火）17時までに下記12「応募・照会先」へ持参、電子メール又はFAXにより提出してください。

各応募者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項について、3月11日（水）17時までに、応募資格要件に適合する者全員に電子メール又はFAXにて回答します。

7 企画提案書の提出方法

応募資格要件に適合した者は、次の提出書類を下記 12「応募・照会先」まで、持参、電子メール又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（1）提出書類

① 企画提案書（様式 4）

- ・提出部数 7 部（正本：表紙に団体名等記載あり 1 部、副本：表紙に団体名等記載なし 6 部）
- ・副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないこと。

② 見積書

- ・提出部数 7 部（正本：表紙に団体名等記載あり 1 部、副本：表紙に団体名等記載なし 6 部）
- ・見積書の正本には、代表者の職・氏名を記載の上で押印するか、又は責任者及び担当者の氏名・連絡先（電話番号）を記載すること。
- ・副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないこと。
- ・見積書の宛名は「香川県教育委員会教育長 淀谷圭三郎」とすること。
- ・見積書の様式は任意とするが、積算の内訳が分かるようにすること。

（2）受付期間等

【持参の場合】

（受付期間）令和 8 年 3 月 1 2 日（木）から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8 時 30 分～12 時、13 時～17 時 15 分

【郵送の場合】

（受付期間）令和 8 年 3 月 1 2 日（木）から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）17 時 15 分まで

（3）留意事項

応募資格要件に適合した者であっても、期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなし、提出期限後は、企画提案書等を受理できません。

8 選定方法

提出された企画提案書について選定委員による審査の上、契約予定者を選定します。選定方法は書類選考とします。

なお、審査基準の下限の点数を 1 者も満たさない場合には、候補者なしとします。

9 審査基準

審査は、①芸術家の派遣、②協働体験活動の実施、③芸術鑑賞機会の提供、のそれぞれで行い、下記の各項目について評価基準による 5 段階評価とし、選定委員会の 6 名の委員が評価した結果の合計点（240 点満点）を各提案者の得点とします。

（1）評価項目

- ① 団体の業務概要・組織体制等から、本事業を実施する能力があると認められるか。
- ② 事業の目的に沿った申請理由であるか。
- ③ 類似の業務における実績はあるか。
- ④ 事業を実施するにあたって重視する点や運営上の方針は適切か。
- ⑤ 体験活動の内容が、子どもたちの発達段階に即しており、生涯にわたって文化芸術に親しむ契機となり得るものであるか。
- ⑥ 子どもたちを普段指導する指導者（教諭等）の指導力向上にも波及効果が見込まれるか。

- ⑦ 体験活動の内容が、子どもたちの実態に合わせて柔軟に対応できるものとなっているか。
- ⑧ 企画提案の内容に見合った見積になっているか。

(2) 評価基準

大変優れている = 5点、優れている = 4点、普通 = 3点、
やや劣っている = 2点、劣っている = 1点

(3) 契約予定者の決定

- ・【3点×項目数×審査員数】で算出した点数(144点)を最低基準点とし、各審査員の評価点数の合計が最低基準点を満たした団体のうち、最も高い1者を契約予定者とします。
- ・最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、提出した見積書の金額が最も少額である者を契約予定者として選定します。
- ・最低基準点の点数を満たす企画提案がないときは、候補者なしとします。

10 契約書作成の要否

要します。

11 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

12 応募・照会先

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課 社会教育グループ 担当者：井上

TEL：087-832-3773

FAX：087-831-1912

E-mail：shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp

13 スケジュール(予定)

- 2月20日 公告開始
- 3月 3日 公告終了
- 3月 5日 応募意思表明書受付締切
- 3月 9日 応募資格要件の確認結果通知
- 3月10日 質問の受付締切
- 3月11日 質問への回答
- 3月19日 企画提案書受付締切
- 3月26日 審査

3月27日 企画提案書審査結果通知

4月 1日（予定） 契約締結

14 契約の締結

選定した契約候補者と香川県（以下「県」という。）とが協議し、それぞれの委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します（香川県会計規則第 149 条に基づき、契約保証金の納付を求める場合があります。）。仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と県との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、審査結果において、その総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

15 その他

- （1）提出書類の作成及び関係書類の提出等に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- （2）提出書類は返却しません。
- （3）本件公募は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生ずるものとします。